

はじめに

- A 社会・経済の成熟化に伴い、市民の価値観やライフスタイルが変化し、個人の多様な生き方が尊重され、市民のニーズはますます複雑・多様化している。
- B 心の豊かさやゆとりを重視する人々が増え、何か社会の役に立ちたいと考える市民の社会貢献意識は高くなっている。NPO・ボランティア活動は、そうした市民が地域と関わっていける手段であり、また、自分の生きがいや価値観を見いだす場となっている。
- C また、少子高齢化による人口減少時代を迎え、個人や家庭だけでは対応しきれない高齢者介護、保育サービス、ひきこもりやニートへの対応、防犯・防災など地域の安心・安全対策などといった多様なニーズに対する公共サービスへの期待はますます高まっている。
- D 一方、地方財政が逼迫する中、公平性や平等性を原則とする行政では、市民や地域の多様なニーズへのきめ細かな対応が困難になっている。
また、地方分権や市町村合併が進む中で、地方自治体は、自治体経営のあり方の見直しを問われている。
- E こうした中で、各地で地域の課題を自ら解決していこうとするボランティア活動やNPO活動などが活発になり、これまで行政が主として担ってきた公共サービスを市民自らが担うという認識も広がりつつある。
市民自身が地域のニーズや社会的課題について考え、主体的に取り組むという住民自治の役割が重視されるようになってきているといえる。
- F NPOは、市民や地域団体、企業など多様な主体とともに「新しい公共」を担っていく地域社会の主体として成長してきている。今後、NPOは、様々な社会の課題解決や市民のニーズに対応した公共サービスを提供したり、地域に新たな人や組織のつながりをつくるなど、市民主体の地域社会をつくっていくにあたって、ますます重要な役割を担っていくことが期待される。
- G 平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）施行以来、NPO法人は急速に増え、平成17年9月には23,000法人を超えるに至っている。
活発に活動するNPO法人が多数ある一方で、解散するNPO法人も増えている。また、NPO法人の名を騙り詐欺行為を働く団体や暴力団と関係するNPO法人など問題のあるNPO法人も増えている。

そのため、NPO法人の情報公開をさらに進め、市民のチェック機能を高めるなど、NPO法人全体の信頼を確保する必要性が生じている。

H また、NPO法人の性格も多様化している。従来、会費や寄付、ボランティアに依存しながら、主として無償で社会貢献活動を行う「社会貢献型NPO」が多かったが、近年、資格や専門を生かした「士業型NPO」や有料・有償で社会サービスを提供し、事業収益を得て参加者にも報酬を支払う「経済活動型（ビジネス型）NPO」が増えている。

これらの多様化したNPOに対する活動促進のあり方も、一様ではなく個別に検討していく必要がある。

I また、これから団塊の世代の退職にともない、この世代が多様な経験や知識を生かし、NPO活動などに積極的に参加してくることが予想される。NPO活動をさらに活性化していくためには、人口構成上大きな比重を占める団塊の世代が、NPO活動の牽引役を担うことも期待される。

そのため、団塊の世代がスムーズにNPO活動に参加し、その力を発揮できるような仕組みも整備していく必要がある。

J このような認識のもと、埼玉県では平成13年3月に策定した「NPO活動の促進に関する行政方針」を見直し、現在の社会状況やNPOの変化に対応した施策によりNPO活動をさらに促進し、ともに「公共」を担っていく主体としてのNPOと県とのパートナーシップの構築により、積極的に協調・連携し、「日本一NPO活動ができる県づくり」を目指していく。

（用語の意味）

新しい公共

「公共」を、行政が担うものとして一任するのではなく、市民が参画している多様な主体がそれぞれの立場で担い、協働し、支え合う社会のあり方

市民

権利・義務を伴った社会的な存在である個人

地域団体

自治会・町内会などの地縁組織のほか、PTA、商工会などの経済団体など地域に密着して活動する団体

NPOの定義・特性・役割

1 NPOの定義

NPOを最も広義にとらえた場合、NPO（Non-profit Organization）は「営利を目的としない民間組織（民間非営利組織）」の総称として用いられる。

この方針では、特に、市民が行う社会貢献活動を促進するという観点から、NPOを「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人（NPO法人）及び市民活動団体やボランティア団体などの任意団体」と定義する。

なお、宗教活動・政治活動を主たる目的とするものや選挙活動を目的とするものなどは、NPOから除外する。

NPOの範囲

		法 人	任 意 団 体
最広義	この方針で対象とするNPO	特定非営利活動法人（NPO法人）	市民活動団体 ボランティア団体
		社団法人 財団法人 学校法人 社会福祉法人 医療法人 宗教法人 等	
	認可地縁団体	町内会 自治会	
	協同組合 労働組合 等	業界団体 中間法人 同窓会 同好会 等	

「営利を目的としない」とは、サービスの提供などによって利益を上げてはいけないということではなく、活動の結果として利益が生じても、これを団体の構成員に分配せず、団体の本来の目的である社会貢献活動に充てることを意味している。

なお、NGO（Non-governmental Organization 非政府組織）は、一般的には、NPOとほぼ同じ意味だが、「非営利性」よりも「非政府性（政府からの独立性）」を強調するとき、NPOと区別して使用されることが多い。

例えば、環境や人権・平和、開発、教育、保健医療などの分野で、政府からは独立して、国境を越えた活動を展開する団体に対して使われている。

2 NPOの特性

(1) 自主性・自発性

NPOは、地域社会あるいは地域を越えた様々な課題を解決していく社会的使命や価値観の基づき、市民が自主的・自発的に社会貢献活動を行っている。

(2) 多様性

NPOは、社会的課題の多様性・複雑性に対応して、極めて幅広い分野で多様な取り組みを行っている。

(3) 柔軟性・先駆性

NPOは、行政のように公平性や平等性を前提としないため、地域や生活の場で発見された課題や市民の多様なニーズに対し迅速に対応し、自由な発想で柔軟かつ機動的に対応することができる。また、新たな課題に対する創造的で先駆的な取組を行っているところもある。

(4) 地域のプロデューサー

NPOは、地域の人材や資源を発掘し、人と人、組織と組織をつなげ、それらを有機的にコーディネートして課題解決のための新たな手法を生み出す。

3 NPOに期待される役割

(1) 市民の自発的な社会参加の機会の提供

県政モニターアンケートにみられるように、市民のNPO・ボランティア活動への参加意向は大変高く、条件が合えば多くの市民が活動に参加したいと考えている。それは、「社会の役に立ちたい」「自分の能力や経験を生かしたい」「地域の仲間をつくりたい」など、生きがいや自己実現などを求めている市民が多いからと考えられる。

また、団塊の世代が定年退職を迎え、退職後の新たな人生を迎える段階で、NPO・ボランティア活動に積極的に参加してくることが予想される。

こうしたことから、NPOは、市民がそれぞれの問題意識や興味などに基づき、一人ひとりの個性や能力を発揮して自発的、主体的に社会参加する機会を提供することが期待されている。

(2) 市民のネットワーク化と地域社会の活性化

NPOは、個々の課題やテーマに応じて多彩な活動を行う中で、地域の多様

な個人や団体を結びつけ、新しいネットワークを形成する。また、資金や知識、技能、情報など様々な社会資源を有機的に活用して活動を展開している。

NPOのこうした中間支援的な機能によって、NPOは地域のコミュニティを再興し、地域社会を活性化するための大きな推進力となることが期待される。

また、NPOが生み出す雇用や付加価値は、地域に新しいサービスや産業を創出するきっかけとなるなど、地域経済の活性化につながる。

(3) 公共サービスの提供

NPOは、社会的課題や市民の多様なニーズに機敏に対応し、きめ細かな公共サービスを提供する。また、これまで一般に気づかれなかった社会の潜在的ニーズを発見し、新しい社会サービスを創出していくとともに、行政や企業では対応しづらいサービスを提供することが期待されている。

(4) 市民が主体となった地域社会の形成

NPOは、社会の様々な課題を表面化させ、その課題に対して共通の社会的使命や価値観を持った市民を結びつけ、新たな手法の開発や政策提言、仕組みづくりなど、その解決に向けて取り組むことにより、地域全体の課題解決力を向上させ、市民が主体となった地域社会の形成に重要な役割を担うことが期待されている。

埼玉県のNPOをめぐる現状と課題

1 埼玉県行政の現状

(1) 県行政の状況

社会構造の変化や人々の価値観・ライフスタイルの変化に伴い、少子高齢化社会への対応や県民生活の安心・安全を確保する施策の充実、県内経済の活性化など、様々な課題が山積している。

一方、本県財政は、バブル経済崩壊以降の県税収入の低迷や国の三位一体改革に伴う地方交付税の減額などにより歳入が伸び悩むとともに、歳出面において、人件費、公債費等の義務的経費や福祉、医療関係支出などが増加し、財政の硬直化が進行している。

しかしながら、厳しい財政状況にあっても、県民の負託に応えられるよう、さらなる行財政改革の推進と活力ある県づくりに取り組み、県民サービスの維持・向上のための施策を推進していく必要がある。

県行政を中心とした公共サービスの提供には限界があり、これまで県が担ってきた「公共」の領域を見直し、地域における県民・地域団体・NPO・民間企業等、多様な主体がそれぞれの立場で「公共」を担うことにより、それぞれの地域にふさわしい多様な公共サービスが提供されるような豊かな地域社会づくりが求められている。

(2) 県のNPO施策の状況

県では、「日本一NPO活動ができる県づくり」を目指し、彩の国5か年計画21では「NPO・ボランティアとの協働の推進」を、新生埼玉行動計画では「NPO・NGO活動の環境整備」を掲げ、行政方針に位置づけた施策に取り組んできた。

NPO活動促進事業（平成14年度～）

県民のボランティア・NPO活動への理解や関心を深め、活動への参加のきっかけづくりにするため、相談に対応するとともに、NPOフォーラム開催。
ア 県民活動総合センターでのボランティア・NPO相談センターの運営
イ NPOフォーラムの開催

NPO活動情報サポート事業（平成14年度～）

NPO活動の活性化を図るとともに、NPOと行政との協働をより一層推進していくために、NPO活動を支援する総合的な情報提供システムを整備

彩の国市民活動サポートセンター運営事業（平成13年8月～）

NPOなどの市民活動をサポートし、地域に根ざした県民参加の社会をつくるため、県民活動総合センター内に整備した「彩の国市民活動サポートセンター」の運営事業を実施

NPO活動促進助成事業（平成16年度～）

NPO法人を立ち上げる団体及びNPO活動をこれから本格的に展開しようとするNPO法人に対する財政支援を行うために、NPO法人へ助成金交付

NPOへの助成状況

NPO法人設立支援助成（スタートダッシュ事業）

【平成16年度】

前期 応募 52 件 助成金交付 11 件 助成金額 2,907 千円

後期 31 件 11 件 2,859 千円

【平成17年度】

前期 応募 38 件 助成金交付 11 件 助成金額 2,937 千円

NPO活動本格化支援助成（ステップアップ事業）

【平成16年度】

応募 44 件 助成金交付 5 件 助成金額 4,000 千円

【平成17年度】

応募 34 件 助成金交付 8 件 助成金額 6,000 千円

NPO協働提案推進事業（平成16年度～）

行政とNPOとの協働を推進するため、NPOから協働事業についての提案を募集し、NPOと県との協働事業にふさわしいものを県から提案NPOに委託して実施。

【平成16年度】

1 件 ・ 防災まちづくりのための地理情報システムの整備
(委託料 3,995,250 円)

【平成17年度】

2 件 ・ 森と県民を結ぶ「埼玉の木の銀行構想」プラットフォーム
形成調査 (委託料 2,685,900 円)

・ とよあしはらプロジェクト (委託料 2,685,900 円)

NPO運営力強化・育成支援事業（平成16年度～）

NPOの経営能力を高め、NPOの組織基盤の強化を図るため次の事業を実施。

ア 個別税務会計相談

イ NPOマネジメントセミナー

NPOオフィスプラザ整備事業（平成16年度～）

旧大宮土木事務所を活用し、NPO活動の拠点となるオフィスをNPOに提供することにより、NPO活動を促進し、県民活動の向上を図るとともに、様々なNPOがオフィスプラザを拠点として活動することにより、NPO相互の連携を促進。

(1) 開所日：平成16年8月29日

(2) 入居団体数：16 団体

(3) 入居期間：3 年

NPOネットワーク推進事業（平成16年度～）

県民による地域づくりを促進する一環として、重要な柱であるNPOと行政

との協働を推進するため、NPO代表者等との意見交換会を実施。

- ア NPO懇話会
- イ NPOネットワーク研究会

NPO基金（平成16年度～）

県内NPOの自主的、自発的社会貢献活動に対する財政的な支援を行い、その活動を促進するとともに、NPOと行政との協働を推進するために基金を設置し、NPO活動の持続的な発展を図る。

- ア 基金活用事業
 - a NPO活動促進助成事業
 - b NPO協働提案推進事業
 - c NPO運営力強化・育成支援事業

イ 基金の現状（平成17年3月31日現在）

・ 基金設置日	平成16年4月1日
・ 基金残高	86,210,825円
（積立額）県拠出金	100,000,000円
寄附金	5,948,063円
運用益	2,836円
（取崩額）事業費	19,740,074円

NPOとの協働

平成17年9月、庁内を対象に実施した「NPOと行政との協働に関する調査」によると、以下のような結果であった。

- ア 県では、約34%の課所が協働を実施している。
- イ 県が考えるNPO側の課題は、「人材の育成」「行政の制度やルールを理解すること」「団体の組織運営能力の向上」「ネットワークの形成」であった。
- ウ また、行政側の課題は、「広報・普及活動」「事業実施の企画段階からNPOと意見交換」「NPOに対する理解」「NPOとの対等なパートナーシップをつくる」であった。

このように、県ではNPO活動を促進するための基盤を整備し、制度の充実を図ってきたが、今後は、社会状況の変化やNPOの現状や課題を踏まえ、より実効ある施策を展開していく必要がある。

（3）市町村のNPO施策の状況

平成17年9月、県内85市町村を対象に県で実施した「市町村のNPO活動に関する支援状況等調査」によると、以下のような結果であった。

NPO支援策の実施状況

- ア 自治体内のNPOの実態把握
 - NPOの実態調査を行ったことがある 11
 - 予定している 3
 - NPOの実態調査は行っていないが、別の方法で把握している 14
- イ NPO活動の支援に関する条例や基本方針等策定状況
 - 策定している 5
 - 策定予定 7

ウ	NPOの育成支援を目的とした補助金			
	有	8	検討中	2
エ	NPO支援を目的とした基金			
	有	5		
オ	NPO活動を支援する情報提供システム			
	有	4	検討中	2
カ	NPO活動の拠点となる場所の提供			
	行っている	5	検討中	2
キ	NPOを対象とした活動・運営相談やマネジメント研修			
	行っている	6	検討中	1
ク	自治体職員を対象としたNPOの位置づけについての研修			
	行っている	14	検討中	3
ケ	NPOサポートセンター（NPO活動を支援するセンター）の設置			
	設置している	7	検討中	5
コ	地方税の減免措置			
	法人市町村民税の均等割	3	1	
	固定資産税	4		
	都市計画税	3		
	軽自動車税	6		

NPOとの協働

- ア 市町村の約7割が協働を実施している。
- イ 今後の協働の見込みは、半数の市町村が前向きである。
- ウ 市町村が考えるNPO側の課題は、「団体の組織運営能力の向上」「行政に依存しない体制」「行政の制度やルールを理解すること」となっている。

エ また、行政側の課題は、「NPOに対する理解」「NPOとの対等なパートナーシップをつくる」「協働事業に関する手続きの明確化」「協働事業の成果に対する評価の基準の明確化」であった。

このように、市町村においては、全体として、NPO活動の支援はまだまだ進んでいない状況である。また、進んでいるところと全く取り組んでいないところのギャップも大きい。

しかしながら、今後のNPO活動の支援について聞いたところでは、「積極的に支援していく」（16.5%）と「必要に応じて支援していく」（72.9%）を合わせると約9割の市町村が支援の方向である。また、協働についても半数の市町村が協働していく方向である。

2 埼玉県のパノの現状

(1) 県民のNPO・ボランティア活動に対する意識

平成17年5月～6月に県が実施した県政モニターアンケートでは、次のような結果が出た。

NPOの認知度

「NPOという言葉を見たことがある」との回答が98.1%で、ほとんどの県民にNPOという言葉が浸透していることがわかった。

NPO・ボランティア活動の参加経験

現在または過去に参加経験のある県民は28.2%であった。

今後のNPO・ボランティア活動への参加意向

参加意向のある県民は86.9%となっている。

NPO・ボランティア活動に参加する際に苦労すること、参加できない要因

「身近に団体や活動内容に関する情報がない」「参加するきっかけが得られない」が多かった。

NPOに関して知りたい情報

「現在行っている活動や今後行う活動の内容」「会員、ボランティア、スタッフ等の募集情報」「活動目的や問題意識」となっている。

NPOの果たす役割

「地域コミュニティの活性化に貢献していく」「市民のボランティア参加の機会を提供するなど、市民の自己実現や生きがいに貢献していく」「きめ細かな公的サービスを提供する担い手となる」となっている。

現在、県民のNPO認知度は高まっている。また、県民はNPOに対して、地域コミュニティの活性化の牽引役、県民が社会貢献活動を行うときの受け皿やつなぎ役、公共サービスの提供者となることを期待している。

NPO活動が活発化するためには、もっと多くの県民がNPO・ボランティア活動にかかわって、裾野が広がっていく必要があるが、参加意欲のある県民は多いにもかかわらず、参加経験の割合は小さい。

今後は、参加の阻害要因となっている「情報の不足」や「きっかけが得られない」ことへの対策が必要である。

(2) NPOの実態

NPOの状況

平成17年8月に県で実施した「NPO実態調査」によると、次のような結果となった。

(ア) 主たる活動分野、範囲

主たる活動分野は、「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」「ま

ちづくり」「社会教育の推進」が多い。

主な活動地域は、「1つの市町村区域内」が最も高く、次に「複数の市町村区域」「埼玉県全域」となっていて、地域密着型のNPOが多い。

NPO法人に限って見ると、「複数の市町村区域」が一番多く、次いで「1つの市町村区域内」「埼玉県全域」「複数の都道府県にまたがる区域」となっており、法人の活動区域が広い。

(イ) 事務所の形態

「役員等の個人宅や勤務先に事務局を置いている」が6割近くを占める。

NPO法人についても「役員等の個人宅や勤務先に事務局を置いている」が半数だが団体専用の事務所がある法人も4割近くある。

(ウ) 活動の担い手、リーダー

事務局スタッフの勤務形態は、「無給で週3日以下の勤務スタッフ」が半数

経理担当は「他の仕事も兼務する経理担当者がある」が全体の半数
年代別では、60歳代、50歳代をあわせてほぼ半数

(エ) 財政規模

100万円未満が半数を占めている。一方比較的大きい財政規模の団体もある。

NPO法人に限ってみると、100万円未満は27.7%に下がり、相対的に事業規模が大きくなっている。

収入内訳を見ると、「会費収入」「独自事業収入」「行政からの補助金」の順になっている。

NPO法人では、「独自事業収入」「行政からの業務委託費」「借入金」「行政からの補助金」「社会福祉協議会や企業からの業務委託費」で会費収入は少ない。

支出内訳を見ると、「事業費」が全体の8割を占め、人件費や事務所維持運営費を極力切りつめていることがわかる。

(オ) 情報公開

決算の情報公開を見ると、内部での報告が大多数で、一般の人への情報公開はわずかしかない。

(カ) NPO活動上の課題

「特定の個人に責任や作業が集中する」「活動資金が不足している」「新しいメンバーがなかなか入ってこない」など、ヒト、カネの問題に集中している。

NPO法人では、「活動資金不足」が一番多い。

(キ) 協働について

NPOの協働の経験については、「県内市町村との協働」が約7割で一番高く、次いで「埼玉県との協働」「国との協働」となっている。やはり地域に一番身近な自治体である市町村との協働が多い。一方「全く協働していない」団体は18.1%しかなく、協働が進んでいることがわかる。

NPOが感じているNPO側の協働の課題は、「専門知識やノウハウの蓄積」「企画力の向上」「人材の育成」「団体の組織運営能力の向上」であった。また、行政側の協働の課題は、「NPOとの対等なパートナーシップをつくる」「広報・普及活動」「事業実施の企画段階からのNPOとの協働」であった。

NPO法人の変化

(ア) NPO法人の活動前歴

NPO法人が法人格を取る前に任意団体としての活動歴があったかについて年度別に見てみると、1999年は「活動歴あり」が83.3%、「活動歴なし」16.7%であったが、2004年に半数ずつとなり、2005年には「活動歴あり」が30.0%、「活動歴なし」70.0%と逆転している。

当初、ボランティア団体、市民活動団体として活動してきた団体が、その活動の延長として法人格を取得するところが大半であったが、最近では、活動歴がなくNPO法人格を取って活動開始するところが増えている。

(イ) NPO法人の性格の多様化

NPO法人の性格も多様化しており、その特徴から、この方針では「社会貢献型NPO」「土業型NPO」「経済活動型(ビジネス)NPO」の3つの型に大別した。

「社会貢献型NPO」とは、会費や寄付、ボランティアに依存しながら、主として無償で社会貢献活動を行うNPOである。環境問題や国際協力、災害救援、学術・文化・芸術の振興などの活動を行うNPOに多い。「土業型NPO」とは、税理士、社会保険労務士、弁護士、行政書士、カウンセラー、医師等の資格や専門を生かした活動を行うNPOである。また、「経済活動

型（ビジネス）NPO」とは、有料・有償で社会サービスを提供し、事業収益を得て、できるだけ自立してやっていこうとする事業性の強いNPOである。介護保険事業や保育サービス、その他コミュニティ・ビジネスを行うNPOなどで、最近では、この型のNPO法人が増えている。

このように多様化しているNPO法人について、これまでのように一律に活動促進策を講じるのではなく、それぞれのNPOの性格をよく見極めた施策が必要になる。

3 NPO活動を促進する上での課題

(1) NPO活動に対する理解促進

県民のNPO活動への参加を促進させ、NPOのスタッフや会員、支援者を増やすためには、まず、県民のNPO活動に対する理解を図る必要がある。

(2) 財政基盤の強化

NPOの財政規模は小さく、また、その収入源も限られていることから、活動の継続性や発展性に支障をきたしている。NPOが自立できる財政支援のあり方を検討する必要がある。

(3) 組織運営能力の強化・人材育成

NPOのそれぞれの目的や使命を実現するためには、組織的・継続的活動が求められる。NPOとしての経営能力を高めていく必要がある。

また、専任スタッフや後継者、ボランティアの不足など、「ヒト」の問題で悩むNPOも多い。NPO活動の一番のカギといわれる「ヒト」の問題を解決するため、人材の育成・確保が必要である。

(4) 情報公開

市民のNPO活動への参加を促したり、NPO活動を広げていくためには、NPOは自らの情報公開をすることが重要であるが、現時点では不十分である。特にNPO法人についてはNPO法の趣旨からも、さらに市民のチェック機能を高める情報公開の仕組みを検討していく必要がある。

(5) NPOの評価

NPOの活動内容をふりかえり、事業や組織を改善したり、市民への説明責任を果たすための評価や行政との協働事業の評価については、まだまだ取り込まれている例は少ないため、今後検討する必要がある。

(6) 活動場所の確保

団体専用の事務所をもっているところは少なく、資金確保の次に行政への要望が多い。会議、打合せ、作業スペースなどを行う専用スペースを提供している施設も身近な地域にないところが多い。

(7) ネットワークの構築

NPOは活動が孤立しがちで、メンバーや活動範囲の固定化、他団体との交流不足、情報不足などに悩んでいる。

このようなNPOとNPO、また、地域の様々な人や組織や資源をつなげるために、中間支援的な機能を持つNPO（NPOを支援することを目的とするNPO）が重要な役割を担っている。その機能を十分果たせるような環境整備が必要である。

NPO活動促進に当たっての基本的視点

1 住民自治に支えられた地域社会づくり

生き生きとした活力ある地域社会は、その地域の市民をはじめ多様な主体が関わり合って、地域の課題に主体的に取り組んでいくことで形成される。NPOは、その重要な主体として期待されている。

NPO活動が地域の中で根付き、成熟していくためには、その活動の意義や役割について広く市民の間に理解と関心が深まっていく必要がある。

また、広く市民の間に地域の課題に主体的に取り組んでいこうとする意識が高まっていくためには、NPO活動の促進が重要な要素となる。

NPO活動の促進に当たっては、このように、NPO活動が市民の理解と関心を得て活発化していくことが、住民自治に支えられた地域社会づくりに結び付いていくということを理解しておくことが重要である。

2 自主性・自発性を尊重しながら側面から支援

NPO活動については、市民が行う自由な社会貢献活動として取り組まれていることから、支援するに当たっては、NPOの主体性を十分に認識し、その活動の自主性、自発性を最大限に尊重することが必要である。

特に、行政サイドから過度の介入や干渉を行ったり、行政の補完的なものと位置づけたりすることのないように十分に留意することが求められている。

また、自由なNPO活動の自主性を尊重して、NPO活動が活発に展開するような環境を整備するといった観点からは、側面的、間接的な支援を中心に行うことが重要である。

3 NPOの自立と信頼性の確立のための環境整備

NPOが地域において市民の自発的・主体的な社会参加の受け皿になったり、社会的・公共的サービスの提供や、行政や企業と対等な立場で協働していくにあたっては、NPOが自立していることや市民から信頼される組織であることが必要である。

また、多くのNPOが市民のニーズや社会的課題に対し公益的活動を行っているのに対し、近年、NPOを名乗りながらその信頼を損ねるような活動を行う事例も見受けられ、NPO全体の信頼性を阻害することもある。

NPO活動の活性化を図るためには、NPOがみずから自立し、市民から信頼される組織となるような環境を整備することが必要である。

4 パートナーシップの構築

(1) 意識改革

NPOと行政とがパートナーシップを構築していく大前提として、お互いの理解を深めていくことが求められる。

公共的・社会的な利益を目的とするNPO活動であっても、そのベースとなる社会的使命や価値観はそれぞれのNPOで異なり、多様な社会的使命や価値観に基づいて活動が行われていることを、パートナーシップを構築する前提として十分に理解する必要がある。

行政側の一元的な価値観で判断するのではなく、様々な価値観を認めることも重要である。

また、個別性、多様性、即応性、創造性、先駆性といったNPO活動の特長や、行政の各分野の枠にとらわれない活動の広がり、組織形態の多様性なども理解しておく必要がある。

さらに、NPOを行政の補完や下請けと位置付けたりしないことや、行政と一定の距離を置くNPOや行政に批判的な立場を取るNPOも社会的な役割を果たしていることなどにも、十分に留意することが必要である。

こうした基本的な理解の上で、それぞれのパートナーシップを構築する場合、その共通目的を明確にし、その目的意識を共有することが、パートナーシップを維持していくに当たって重要になる。

(2) 相互の特性の理解と役割分担の明確化

一般的に、行政サービスは、公平・平等の観点から画一的、均一的で継続性・安定性のあるサービスとなる特性がある一方、NPOが提供するサービスは、迅速かつきめ細かく多様なサービスとなるところに特性がある。

こうした相互の特性を十分に理解し、お互いの特性を生かせるような役割分担を明確にした上で、共通の目的を有する場合、その目的の実現に向けて、情報を共有化しながら、対等なパートナーとして協力・連携を進めていくことが必要である。

その際、NPOと行政との役割分担を考えるに当たっては、次の二つの考え方が参考となる。

第一の考え方は、市民の参加と貢献をベースとしたNPO活動の自立性を尊重し、そうした活動では解決しえない課題、あるいは行政の方で対応する方が適切な課題に対しては、行政が責任を持って重点的に対応していくということである。

また、第二の考え方は、これまで行政が対応してきた領域であっても、行政の役割を明確にした上で、NPOを始めとした多様な主体によって「公共」を担っていくということである。

そして、「公共」の領域で、多様な社会的使命や価値観を持ったNPOと適切なパートナーシップを構築していくためには、NPO活動が持つ多様な公共性を理解した上で、目的が共有できるか対話することが必要となる。

なお、具体的なパートナーシップを構築する中での役割分担については、こうした考え方を一つの参考として、NPOと行政との間で相互に確認することが必要である。

(3) 行政システムのあり方の見直し

NPOとの対等なパートナーシップを構築していくに当たっては、行政とNPOの双方からの情報提供が十分に行われる必要がある。

このため、行政においては、要求に応じた情報の提供から、市民やNPOとの情報の共有化に向けた積極的な情報公開を推進していくことが重要である。

また、こうした情報の共有化をベースとして、事業の実施段階だけでなく企画の段階でも市民やNPOの参画を推進していくなど、事業の進め方の見直しも必要である。

さらに、行政が実施している個々の事業を見直し、市民にとってより有益性が増すのであれば、NPOと行政とが協働していくこともある。

NPO活動促進に関する施策展開の方向

1 NPO活動に対する理解促進と信頼の確保

(1) 県民への普及・啓発

NPO活動の情報を、様々な広報媒体やイベント・講座の開催等によって広く県民に紹介し、その活動の意義や役割などについての理解や関心を深めるとともに、活動への参加のきっかけづくりとなるように、NPO活動の普及・啓発を推進する。

また、NPO活動への参加を希望する県民に対する相談体制を充実する。特に、これから団塊の世代が退職し、NPO活動に積極的に参加してることが予想されるため、企業への情報提供や企業向けNPO講座など、団塊の世代へのサポート体制を整備する。

(2) 職員の理解促進

NPOと行政とのパートナーシップを構築していくためには、NPO活動に対する職員の理解が不可欠であるため、NPOの参加・協力を得た講座の開催や研修の充実を図る。

また、NPOと行政職員との意見交換会を開催し、相互理解を図っていく。

また、職員自ら自主的、自発的にNPO活動に参加することを奨励するとともに、ボランティア休暇制度の充実について検討を進めていく。

(3) NPO活動の信頼確保のための仕組みづくり

NPO法の適切な運用

NPO法は、行政の監督を必要最小限にとどめ、NPO法人の活動を広く市民に情報公開することで、その公益性を市民の判断に委ねている。

そこで、市民によるチェック機能を実効性あるものにするための環境を整備する必要がある。

また、問題のあるNPO法人に対しては、公平性や透明性を確保した所定の手続きのもと、より迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備する。

NPO評価の研究・検討

NPO活動が継続的・安定的に発展するためには、活動内容や組織運営がNPO自らの社会的使命を達成するために適切かを評価し、改善を図っていくことが必要である。

また、NPOが活動への参加者や支援者を得て活動の幅を広げていくため

には、積極的に信頼性をアピールするために評価を活用して説明責任を果たすことも有効である。

また、NPOが公共を担っていくという観点から、受益者の評価や第三者の評価なども含め、評価目的や評価方法、評価基準の検討などを行う。

情報公開と情報共有

県の行う事業等についてはさらに透明性、公開性を高めるため、県民やNPOに対し、積極的に情報公開するとともに説明責任を果たしていく。

また、県民やNPO、企業などが行政とともに、それぞれの役割分担のもと、「公共」を担っていくにあたっては、単なる情報提供ではなく情報共有という観点からの仕組みをつくっていくことが重要である。

2 持続的なNPO活動を支える環境整備の充実

(1) 財政基盤の強化

NPO基金の充実と寄附文化の醸成

NPO活動は広く県民や企業の理解や共感、支援により行われるものであるという理念のもとに「埼玉県NPO基金」を設置した。今後、さらに、県民や企業の寄附によりNPO活動を促進していく風土を醸成していく。

また、基金を活用してNPOに対する財政支援や協働の推進などの事業を実施し、NPOが自立して継続的・安定的な活動を行えるよう支援する。

新たな仕組みの研究・検討

NPOは金融機関から融資を受けることが困難であるため、資金調達がさらにむずかしくなっている。そこで、NPOを対象とした融資制度や民間のNPOバンクなどについての研究・検討を行う。

(2) 組織運営力の強化と人材の育成

組織・運営基盤の脆弱なNPOが少ないため、NPOのリーダーやスタッフを対象に財務・会計や人事・労務などのマネジメント能力の向上を図る講座の開催や、税務・会計相談の体制を充実する。

(3) 支援拠点・活動拠点の充実

NPO活動や県民のボランティア活動をサポートし、地域に根ざした県民参加の社会をつくりため、中間支援の機能をもった「彩の国市民活動サポートセンター」を始め、「埼玉県男女共同参画推進センター」や「埼玉県地球温暖化防止活動推進センター」など各分野におけるNPO活動の支援拠点の充実を図る。

中間支援組織には、情報提供、相談対応、普及啓発、マネジメント、コ

ンサルタント、シンクタンクなど様々な機能が期待されるが、これらの機能を総合的にもつ支援拠点だけでなく、今後は、専門分化した機能を担う中間支援組織も必要である。

また、活動拠点のモデル事業であるNPOオフィスプラザの検証を行い、身近な活動拠点として、遊休施設や民間の空き店舗などの活用について検討を進める。

(4) 情報提供システムの一層の充実

県民がNPO・ボランティア活動に参加する際に、最も必要としている「情報」や「きっかけ」を提供したり、NPOの情報の受発信をさらに活発に行えるように、「埼玉県NPO情報ステーション」の活用促進を図る。特に、情報発信の手段をもたない任意団体の広報手段として使い勝手のよいシステムになるよう整備していく。

また、各分野のNPO施策の報告などの行政情報を掲載したり、NPO法人の事業報告を閲覧できるなど、行政やNPOの情報公開をさらに進めるとともに、県民やNPOと行政などがシステム上で意見交換できるなど、「埼玉県NPO情報ステーション」の一層有効な活用方法を検討する。

3 NPOと行政の協働の推進

(1) 協働の意義

多様化、複雑化する社会的課題や市民のニーズに対応し、地域社会の活性化を図っていくため、NPOと行政は、ともに「公共」を担う主体として様々なかたちで連携・協力していく必要がある。

「協働」とは、共通の目的を有する領域において、お互いの特性を生かしたパートナーシップを構築し、積極的に連携・協力しながら地域社会の課題を解決していくことである。

NPOと行政との協働によって、質の高い効果的な公共サービスを提供することができる、市民がNPO活動を通じて政策や事業の意思決定に参画するなど、市民参加が一層促進される、地域の課題解決におけるNPOと行政の役割を見直すことにより、行政規模の適正化が図られる、市民が主体となった地域社会がつくられる、といった効果が期待できる。

(2) 協働推進ルールと仕組みの確立

協働推進体制の整備

県では、これまで、埼玉県NPOネットワーク懇話会や埼玉県NPO懇話会といった有識者会議や庁内組織であるNPO・ボランティア活動施策推進会議を設置し、協働のあり方等協議してきた。

今後、さらに協働を推進するため、NPOと行政との意見交換会等、N

PO活動実践者と行政職員が対等な立場で話し合いができる仕組みを作っていく。

協働のための情報提供

「埼玉県NPO情報ステーション」などを活用し、県内の協働事例のデータベースをつくり、いつでも誰でも活用できるようにする。

また、行政の情報公開やNPOの情報公開も、このシステム上で積極的に行っていくことで協働を推進する。

協働を推進するための事業

協働のモデル事業として行っているNPO協働提案推進事業をはじめ、各分野における協働事業を推進する。

また、平成14年度作成した「NPOとの協働・始めの一步」の続編として、協働マニュアルを作成する。

マニュアル作成にあたっては、相互理解、目的の共有、対等な関係、公開性・透明性の確保といった協働の原則を具現化し、よりよい協働の促進を図る。

県と様々な主体との連携

県のNPO活動促進にあたっては、NPOを取り巻く様々な主体と、お互いの特性や役割分担を認識しながら連携・協力し、効果的に施策を推進していく。

1 市町村との連携

地域におけるNPO活動が活発化するためには、市民一人ひとりの社会貢献マインドを醸成することが重要である。また、NPO活動の多くは地域に密着した活動であり、特に任意団体は活動範囲が1つの市町村区域内に限られているところが多い。

このようなことから、NPO活動の裾野を広げていくためには、地域社会に密着した基礎自治体である市町村の役割は重要である。市町村によって、NPOやボランティアの状況や地域性も様々であり、地域の実態に即したNPO施策が期待される。

広域自治体である県は、市町村のNPO施策を尊重するとともに、県全体のNPO活動の促進の観点から、県・市町村それぞれの役割分担を明確にしつつ有機的に連携・協力していく。

2 大学等との連携

近年、大学など研究機関においても、NPOの重要性が認識され、NPOに関する研究や講義、学生のインターンシップ制度などに取り組んだり、大学内でNPO法人を設立する例がある。

このように、NPO活動の理論構築や実践面の強化を図る上で、今後大学等の研究機関と連携を図っていくことが重要である。

3 企業との連携

現在、企業は様々なかたちで社会貢献活動を行っている。例えば、金銭や物品の寄付、NPO等への助成金や従業員向けのボランティア休暇制度や社会貢献活動プログラムなどがある。

企業の社会的責任は、従来の経済的、法的な企業の責任から、環境への配慮、社会活動への関与など、その概念が大きく広がってきている。また、企業も地域社会の一員であるという意識も高まっており、地域社会において「公共」を担う主体のひとつとして期待される。

これまで、どちらかという企業がNPOを支援するという一方向的な関係が主だったが、今後は、従業員のNPO活動の参加の促進やNPOと企業の協働の促進が期待される。

県は、企業がNPO活動にスムーズに関われるよう、また、NPOとの協働に効果的に取り組めるよう、企業とNPOをつなぎ、連携していく。

4 財団法人いきいき埼玉、社会福祉協議会等との連携

財団法人いきいき埼玉や財団法人埼玉県国際交流協会、また、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会など、高い「公共性」「公益性」をもち、市民活動やNPO活動を支援している団体は、市民活動の情報拠点であったり、活動の場を提供したり、様々な支援プログラムやコーディネート機能をもった中間支援組織であり、また、事業主体でもある。

こうした機関と県との連携を積極的に行い、また、機関同士のネットワークもつくっていくことによって、より効果的にNPO活動の促進を図ることができる。